

第21期 第16回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 招集及び開催月日

招 集 月 日 平成24年8月27日
開 催 月 日 平成24年9月5日

2. 開催及び時刻

開 催 場 所 藤里町役場議場
開 催 時 刻 午前 10時 0分
終 了 時 刻 午前 11時 25分

3. 招集者及び議長

招 集 者 会 長 小 森 鉄 雄
議 長 会 長 小 森 鉄 雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏 名	出欠別	番号	職名	氏 名	出欠別
1番	会長	小 森 鉄 雄	出席	8番	委員	桂 田 善 昭	出席
2番	職務代理者	淡 路 龍 美	出席	9番	委員	細 田 治 男	欠席
3番	委員	山 田 一 達 孝	出席	10番	委員	齋 藤 猛	出席
4番	委員	安 保 広 政	出席	11番	委員	佐 々 木 靖 夫	出席
5番	委員	佐 々 木 忠 久	出席	12番	委員	藤 原 信 一	出席
6番	委員	田 中 文 雄	欠席	13番	委員	安 部 満	出席
7番	委員	市 川 一	出席	14番	委員	細 田 茂 廣	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

6番 田 中 文 雄 9番 細 田 治 男

7. 議事日程

日程第1 会期の決定について
日程第2 会議録署名者の指名について
日程第3 議 案 第 43 号 藤里町農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議 案 第 44 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議 案 第 45 号 非農地証明願について
そ の 他

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり
10番 齋 藤 猛 11番 佐 々 木 靖 夫

8. 事務局出席者

事務局長 村岡 和夫

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時開会

事務局 おはようございます。
定刻になりました。本日は6番田中委員と9番細田委員が欠席でございますが、定足数に達しておりますので、ただいまより第21期第16回藤里町農業委員会を開会いたします。はじめに、会長より挨拶をお願いします、

議長 おはようございます。
先だつての農業活性化フォーラムはお疲れ様でした。3日間という強行スケジュールでお疲れのことと存じます。
だいぶ晴天が続いておりましたので、各地で渇水状態になっているようでございますが、早い人だと今月20日過ぎには稲刈り作業に入る方もいるようで、その前に作況調査、農地パトロール等も実施する予定でございます。
本日は、議案3件ほどございますし、作況調査等の日程等も決めていただきたいと存じますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
それでは、早速報告に移ります。事務局は説明願います。

事務局 8月行事報告、9月行事予定について説明。
9月行事について、先ほど会長のあいさつにもありましたように、作況状況調査、農地パトロール、鳥獣被害状況調査の日程を決めていただきたいと思います。
(作況調査、鳥獣被害状況調査は9月14日に決定。農地パトロールは10月総会において決定する予定)

議長 ご意見ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないようですので、議事に移りたいと思います。
日程第1「会期の決定について」会期は、9月5日本日1日限りとします。
日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。
(異議なしの声)
それでは、10番齋藤猛委員、11番佐々木靖夫委員をお願いします。
日程第3「議案第43号 藤里町農用地利用集積の決定について」事務局は説明願います。

事務局 5ページをご覧ください。
議案第39号 農業経営基盤強化促進法による利用集積について
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたので、これを提出する。
平成24年9月5日提出 藤里町農業委員会会長小森鉄雄
1. 農業経営基盤強化促進事業による利用家の設定総括表は別紙のとおり。
平成24年9月5日公告予定分

使用貸借権の再設定3年間が1件です。

1, 128㎡の田で、転作田として使用するようです。

7ページには一覧表を添付しております。

先の総会において、13番委員から質問のありました計画書の受付期間については新規のものは基本的には3月までの受付としますが、どうしても忘れてしまう方もいらっしゃることから、6月までは受け付けることで農業振興係と申し合わせをしております。

再設定については、これも計画書提出を忘れていた方のことを考慮し、継続することが貸主、借主ともに確認できれば随時受け付けることとしました。

今回は、後者ということになります。

議 長 説明が終わりましたが、なにかご意見ご質問はございませんか。

4 番 新規は6月まで受付ということだが、仮配分にまにあうのか。

事務局 基本的には3月までに決定していただくこととなります。

6月というのは、あくまでも、計画書の出し忘れによる後処理と考えております。

議 長 ほかになにかありませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件については許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、議案第43号は許可相当とします。

続きまして、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局は説明してください。

事務局 8ページをご覧ください。

議案第44号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請について。

つぎのとおり、農地法第3条第1項の規定による所有権移転申請があったので、農地法施行規則第3条第1項の規定に基づき意見を求める。

平成24年9月5日藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

所在地は大沢字向山下166番9

さん所有の田195㎡です。

さんへの譲渡による所有権移転の申請です。

場所は さんの住居の裏手で、 さん所有の田に隣接しております。

さんは自己所有地が934㎡で、今回の譲渡土地195㎡を合わせると10aを超えることから、面積要件にも当てはまるため農家ということになりますので、所有権移転には問題はございません。

また、隣接の自己所有の田は、転作畑として利用しておりますので、申請地についても、同様の管理をすることです。

所有権についてについては、要件とうからは問題なしということになります。

議 長 ただいまの説明でご意見ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件については、許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、本件は許可相当とします。

つづきまして、議案第45号非農地証明願について、事務局は説明願います。

事務局

22ページをご覧ください。

議案第45号非農地証明願による許可申請について。

次のとおり、不動産登記法第37条第2項の規定により不動産登記を申請するため、非農地証明願に対する許可を求める。

平成24年9月5日提出藤里町農業委員会会長 小森鉄雄

申請地は藤琴字水無40番1畑128㎡で、所有者は さん
です。現在は山林となっているようです。

場所としましては水無の沼のほitoriになります。27ページの航空写真によれば、中央右側の黒い部分が水無沼で、その左側の黒丸印が申請地となります。

資料最後に写真を添付しておりますが、1枚目の赤線内が申請箇所です。2枚目の赤道とある奥部に弁天様の御宮があり、沼の水利関係者が管理している個所になります。

申請書によりますと、申請地は さんの父が管理していたところで、当時は自分の土地として管理していたようです。

近年申請者の所有と知り、譲り受けたいということで、申請者をお願いしたことから今回の申請に至ったようです。60年生超の杉林で周囲の山林とも一体となっているようです。

昭和40年代までは、数件が居住していたようですが、現在は全くの無居住区域で農地に戻すのも困難ですし、農地にしても耕作する人がいないようです。

完全に山林化しているようですので、非農地証明を発行しても問題ないと思われま

す。

議長

ただいまの説明で、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、本件に関しては、許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしということなので、議案第45号は許可相当とします。

以上で議事日程を終了します。

続きまして協議に入ります。

事務局は説明願います。

事務局

別冊資料により、農魚委員大会に提出する本委員会の要望案件を説明。

鳥獣被害対策について

議長

ただいまの説明でご意見ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、協議については終了いたします。

皆様から、ほかに何かありませんか。

(なしの声)

無いようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午前11時25分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 24 年 9 月 5 日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(10 番)

藤里町農業委員
署名委員
(11 番)